

特定非営利活動法人美濃和ウインドオーケストラ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人美濃和ウインドオーケストラという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県美濃市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、美濃市民を中心とした広く一般市民に対して、演奏会活動などの音楽活動に関する事業及び音楽教室や指導者派遣などの音楽普及活動を通して、地域の文化・芸術の振興と社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (I) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 定期的な演奏活動事業
 - ② 地域イベントや施設等での演奏活動事業
 - ③ 美濃市中学生地域クラブ「美濃和シンフォニー」への活動支援事業
 - ④ 吹奏楽の普及に関する事業
 - ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、本会の目的達成に協力すると認めて入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人または2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の選任
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから解散時の総会において定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	武井 由典
副理事長	宮西 卓
理事	石原 彩
同	小椋 千穂
同	篠田 明子
同	後藤 良平

同	高橋 麻奈美
同	辻 みち子
同	藤田 舞
同	山岡 あゆみ
同	山本 ゆかり
監事	別府 徹也
同	山本 哲也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

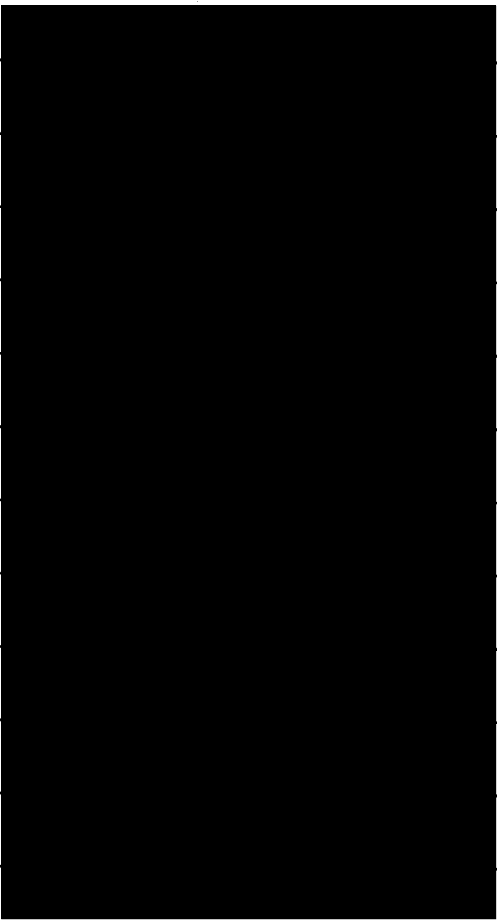
入会金	なし
会 費	2,000円/月
	但し 高校生以下は1,000円/月
	同一家族2人目から1,000円/月

(2) 賛助会員

入会金	個人	なし
	団体	なし
会 費	個人	1口 5,000円/年(1口以上)
	団体	1口 10,000円/年(1口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人美濃和ウインドオーケストラ

番号	理事・ 監事の別	役職名	氏名	住所又は居所	報酬の 有無
1	理事	理事長	武井 由典		無
2	理事	副理事長	宮西 卓		無
3	理事	理事	石原 彩		無
4	理事	理事	小椋 千穂		無
5	理事	理事	篠田 明子		無
6	理事	理事	後藤 良平		無
7	理事	理事	高橋 麻奈美		無
8	理事	理事	辻 みち子		無
9	理事	理事	藤田 舞		無
10	理事	理事	山岡 あゆみ		無
11	理事	理事	山本 ゆかり		無
12	監事	監事	別府 徹也		無
13	監事	監事	山本 哲也		無

設 立 趣 旨 書

1. 趣旨

当団体は、市民が楽器演奏を楽しむ願いを尊重し、演奏する楽しさを広く共有する場を提供するために設立しました。以下のような演奏会などの様々な活動を通じて、吹奏楽に親しむ機会と、安心して吹奏楽を学べる環境を整えることで、音楽に触れる機会が少なかった方々にも文化的体験を届けます。そして、地域の芸術振興と音楽分野での社会教育の推進に寄与することで、「音楽で繋ぐ美濃市の文化と未来づくり」に貢献することを目指します。

(1) 音楽を楽しむコミュニティづくり

吹奏楽の演奏は憧れがある一方で、初心者には敷居が高く感じられがちです。特に楽器の個人所有が前提となる場合、最初から高額な楽器の購入が障壁となります。そこで、初心者や楽器未所有者、学生時代に経験がありしばらく演奏していない社会人などが気軽に参加できる環境を整えます。中学吹奏楽団指導者による技術サポートも行い、年齢や経験を問わず音楽を楽しみたい者が集まるコミュニティを創出します。

(2) 演奏会活動

市内のイベント参加や施設訪問を積極的に実施し、市民が楽しめる演奏活動を展開します。また、映画・ドラマ・アニメなどの親しみやすい楽曲を中心に、初心者でも演奏しやすい曲を選び、吹奏楽の魅力を広めます。団体の存在を周知することで、地域の芸術振興と社会教育に貢献します。

(3) 中学生地域クラブ『美濃和シンフォニー』への支援

令和6年9月に発足した美濃市唯一の中学生地域クラブ「美濃和シンフォニー」への支援として、指導者派遣や楽器貸出を行い、持続可能な運営を支援します。また合同演奏会を開催するなど、地域全体で音楽文化を育みます。

2. 申請に至るまでの経過

美濃市には市民吹奏楽団がなく、市外の団体に参加するしかない状況でした。令和6年9月に中学生地域クラブ「美濃和シンフォニー」が発足し、1年間で9回の演奏活動が実施されました。中学生地域クラブの活動に関わった保護者や中学生の演奏を聞いた市民から「大人も吹奏楽を楽しみたい」との声が上がりました。このような市民の潜在的ニーズに応えるため、透明性と公平性を備えた団体として、特定非営利活動法人化を決意しました。

令和7年11月8日

特定非営利活動法人美濃和ウインドオーケストラ

設立代表者 武井 由典

令和7年度の事業計画書
法人の設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 美濃和ウインドオーケストラ

1 事業実施の方針

発足1年目の活動として、楽団員の演奏力を確かめ合い、演奏活動の実現に向けて常時練習を実施する。同時に、楽団員の加入者を増やすための広報活動を積極的に行う。

また、市内中学生地域クラブ「美濃和シンフォニー」への指導者派遣を行い、中学生への支援活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
定期的な演奏 活動事業	美濃和シンフォニーとの合同演奏会の開催	(A)令和8年3月 (B)美濃市文化会館 (C)15人	(D)一般市民 (E)200人	34
地域イベント や施設等での 演奏活動事業	実施せず	(A) (B) (C)	(D) (E)	
美濃市中学生 地域クラブ「美 濃和シンフォ ニー」への活動 支援事業	指導者派遣	(A)毎週土、日 (B)美濃中学校体育館ミーティングルーム (C)各回7名	(D)中学生 (E)各回30名	0
吹奏楽の普及 に関する事業	常時練習	(A)毎週土曜日、 18:00～21:00 (B)美濃市健康文化交流センター (C)各回10名	(D)参加者 (E)各回10名	9.9
	楽器貸出	(A)貸出期間 (B)各自演奏場所 (C)2名	(D)希望者 (E)各回2名	6

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 美濃和ウインドオーケストラ

1 事業実施の方針

発足2年目の活動として、楽団員の和を深め、楽しい雰囲気練習活動を進めていく。地域イベントでの演奏や中学生楽団「美濃和シンフォニー」との合同演奏会の回数を増やしていく。

また、市内中学生地域クラブ「美濃和シンフォニー」への指導者派遣を継続的に行い、中学生への演奏力向上のための支援活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
定期的な演奏 活動事業	美濃和シンフォニーとの合同演奏会の開催	(A)令和8年8月 (B)美濃市文化会館 (C)15人	(D)一般市民 (E)200人	70
同上	美濃和シンフォニーとの合同演奏会の開催	(A)令和9年3月 (B)美濃市文化会館 (C)20人	(D)一般市民 (E)200人	70
地域イベント や施設等での 演奏活動事業	地域イベントでの演奏活動	(A)令和8年下旬 (B)美濃市内 (C)20人	(D)一般市民 及び観光 客 (E)100人	10
美濃市中学生 地域クラブ「美 濃和シンフォ ニー」への活動 支援事業	指導者派遣	(A)毎週土、日 (B)美濃中学校体 育館ミーティン グルーム (C)毎回7名	(D)中学生 (E)毎回40 名	0
吹奏楽の普及 に関する事業	常時練習	(A)毎週土曜日、 18:00~21:00 (B)美濃市健康文化 交流センター (C)各回20名	(D)参加者 (E)各回20 名	49.5
	楽器貸出	(A)貸出期間 (B)各自演奏場所 (C)2名	(D)希望者 (E)各回2名	124

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人美濃和ウインドオーケストラ

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	78,000		
賛助会員受取会費	0	78,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取公的助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
演奏活動事業	0		
中学生地域クラブ活動支援事業	0		
吹奏楽普及事業	6,000	6,000	
5. その他収益			
楽器修理引当金			
楽器購入引当金			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			84,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
練習会場費	9,900		
演奏会開催費			
消耗品費	4,000		
印刷費	30,000		
備品購入費			
減価償却費			
楽器修理引当金	6,000		
楽器購入引当金	0		
その他経費計		49,900	
事業費計		49,900	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	3,000		
旅費交通費	2,000		
消耗品費	5,000		
印刷費			
備品購入費	20,000		
減価償却費			
支払利息			
支払手数料			
その他経費計		30,000	
管理費計		30,000	
経常費用計 (B)			79,900
当期経常増減額 (A) - (B)			4,100
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計 (C)		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計 (D)		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D)			0
当期正味財産増減額			4,100
設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額			4,100

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人美濃和ウインドオーケストラ
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	312,000		
賛助会員受取会費	0	312,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取公的助成金	10,000		
受取民間助成金	0	10,000	
4. 事業収益			
演奏活動事業	0		
中学生地域クラブ活動支援事業	0		
吹奏楽普及事業	24,000	24,000	
5. その他収益			
楽器修理引当金			
楽器購入引当金			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			346,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
練習会場費	49,500		
演奏会開催費	90,000		
消耗品費	50,000		
印刷費	10,000		
備品購入費			
減価償却費			
楽器修理引当金	24,000		
楽器購入引当金	100,000		
その他経費計		323,500	
事業費計		323,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	3,000		
旅費交通費	5,000		
消耗品費	10,000		
印刷費	4,000		
備品購入費			
減価償却費			
支払利息			
支払手数料			
その他経費計		22,000	
管理費計		22,000	
経常費用計 (B)			345,500
当期経常増減額 (A) - (B)			500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計 (C)		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計 (D)		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D)			0
当期正味財産増減額			500
前期繰越正味財産額			4,100
次期繰越正味財産額			4,600